

年金だより

国民年金の請求手続き

住民税務課 ☎ 0994-22-3039
 住民生活課 ☎ 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

すべての年金は受けられる資格があっても、自分で請求しなければ受けられません。年金を受け取るためには「年金請求書」の提出が必要です。役場で手続きが可能なのは次のとおり

- 1「老齢基礎年金」**
国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間等を含む）が原則として10年以上ある方が65歳になってから受けられます。
- 2「障害基礎年金」**
国民年金加入中（または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中）や20歳前の病気がよがによって、障害等級表（1級・2級）に定める障害になった方が受けられます。
- 3「遺族基礎年金」**
国民年金加入中または加入者

だった方で保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた子のある妻、「子のある夫」または「子」に、子が18歳に達する年度末になるまで（1級・2級の障害の状態にある子の場合）は20歳になるまで（受けられます）。

- 4「寡婦年金」**
第1号被保険者として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある方が、65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったときに妻が60歳から65歳までの間に受けられます。
- 5「死亡一時金」**
第1号被保険者として、国民年金保険料を36月以上納めている方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。
- 6「未支給請求」**
年金を受けている方が死亡したとき、亡くなった方に支払われるはずの年金が残っているときに受けられます。

お知らせ

照葉樹の森イベント開催
照葉樹の森では、椎茸コマ打ち体験や自然を満喫できる登山会などを行います。ぜひ、ご家族やお友達とご参加ください。
自然体感ウォーキング「陣ノ岡」
 ※参加費、応募期間などイベントの詳細は、照葉樹の森ホームページをご覧ください。

きもつき会からのお知らせ
きもつき会は、家族に精神障害者を持った方の家族会です。会員の交流と親睦及び地域で普通の生活を求めてさまざまな活動を行っています。地域の人人々に精神障害者のことを正しく理解してもらい、偏見や差別をなくす活動を行っています。

- ①精神障害者の自立と社会参加のため交流活動
- ②家族の悩みと不安解消のために学習会を開催
- ③精神障害者に対する理解と普及啓発に取り組んでいます
- ④社会復帰施設を運営して障害者の社会復帰支援

実婚の相手方の生死が明らかでない方

- 申請期間や支給時期については、市町村ごとに違います。詳しくは、お住まいの市町村福祉担当窓口におたずねください。

健康増進法の改正について

健康増進法の改正により、昨年7月から学校・病院・行政機関等は原則敷地内禁煙となりました。特定屋外喫煙場所以外では、喫煙禁止です。今年4月からは、飲食店や事務所等のほとんどの施設が原則屋内禁煙となります。喫煙専用室等以外では、喫煙禁止です。望まない受動喫煙の防止を図るため、喫煙禁止場所以外の場所で喫煙する際は、周囲の状況に配慮しなければなりません。

問合せ 県庁健康増進課 ☎ 099・286・2717

自動車の住所などの変更手続

引越しや結婚などで住所や氏名が変わったときは、納税通知書を確認にお届けするためにも以下の手続を行ってください。

- 変更登録 必要書類については、鹿児島運輸支局又は奄美自動車検査登録事務所にお問い合わせ

わせください。

- 住所や名前などの変更届出 鹿児島地域振興局自動車税課へ電話、はがき又は県ホームページからの電子申請で届出をしてください。届出用のはがきは納税通知書に同封されているほか県の各地域振興局・支庁、各市町村役場にも備えてあります。

問合せ 鹿児島運輸支局 ☎ 050・5540・2089

相続手続きを応援します

平成29年5月29日から全国で「法定相続情報証明制度」を開始しました。法定相続人が誰であるのか登記官が証明する制度です。詳細は法務局ホームページに掲載しています。不明な点はお問合せください。

問合せ 鹿児島地方法務局 ☎ 099・259・0682

宝山プレゼンツ ちびっ子集まれ！クラシックっていいな〜ファミリーコンサートを開催

0歳児から入場できて、親子で楽しめるコンサートです。

- 日時 令和2年5月16日 午後2時開演
- 場所 宝山ホール
- 入場料 全席自由 大人1,500円

個人番号「通知カード」廃止のお知らせ

平成27年度から皆様に送付している「通知カード」は、令和2年5月25日頃、廃止になります。廃止になりますと、再発行や通知カードの追記（住所変更等）などの手続きができなくなります。住所変更等に伴う通知カードの追記を希望される方は、通知カード廃止までに変更の手続きをお願いします。

「通知カード」は公的身分証明書として認められていません。「通知カード」の廃止に伴いマイナンバーカードを使ったサービスが増えます。この機会に、身分証明書として使えるマイナンバーカードを作ってみませんか？



悩みなど相談したい方は会長の携帯へ気軽に電話ください。また、きもつき会への加入希望の方もいつでも電話ください。

問合せ 会長携帯(ルピナス会) ☎ 080・6437・1175

交通事故相談所の出張相談

鹿児島県交通事故相談所では、大隅地域振興局において定期的な出張相談を行っております。3月15日から3月末までの相談は下記のとおり実施する予定です。相談は無料です。

- 日時 3月26日 10時30分〜14時まで
- 相談受付は13時30分まで
- 場所 大隅地域振興局1階
- 申込方法 事前予約を優先

ご予約は、県交通事故相談所までご連絡ください。詳しくは県

子ども(中学生以下)750円
 親子ペア2,000円

- 出演 福富貴子(ソプラノ)、又吉秀和(バリトン) 宝山室内アンサンブル
- 問合せ 宝山ホール ☎ 099・223・4221

外国人材を雇用するための事業者向け相談窓口

県内事業者を対象に外国人材の雇用や在留資格等に関する相談に無料で対応する窓口を実施します。窓口では制度や実務に精通した行政書士が相談に対応します。ぜひご利用ください。

今回は、窓口の運営形態の検討やニーズ把握等のために、試行的に取り組むものです。

- 日時 令和2年2月及び3月の第2・第4水曜日 午後1時〜午後5時
- 場所 鹿児島県産業会館7階会議室
- 相談方法 面談予約優先

問合せ 外国人材受入活躍支援課 ☎ 099・286・3025

自衛隊員の募集について

幹部候補生

- 受付 3月1日〜5月1日
- 一次試験 5月9日・10日
- 二次試験 6月9日〜12日

一般書候補生

「いのちとくらしの巡回相談」を開設しています。情報は広報きんこうに毎月掲載していますので、お気軽にお越しください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 0994・22・3042

旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

旧優生保護法一時金支給法が施行され、旧優生保護法による優生手術などを受けた方に、国から一時金(320万円)が支給されることになりました。県では相談専用窓口を設置。

問合せ 県庁子ども家庭課 ☎ 099・286・3374

3月は「自殺対策強化月間」

就職や転勤、転居など、生活環境が大きく変動する時期で、自殺者数が増加する傾向にあります。身近な人の様子がいつもと違っていたら、さりげなく声をかけ、心配しているというメッセージを伝えましょう。ひとりで悩まず、周囲に相談を。錦江町では毎月第1金曜日に「いそぐんぐん巡回相談」

錦江町では毎月第1金曜日、13時から16時まで役場本庁で

最低賃金が改正されました

鹿児島県下全ての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

鹿児島県	時間額	効力発生日
最低賃金	790円	令和元年10月3日

鹿児島労働基準監督署 ☎ 0994-43-3385